

京都市会訓令甲第3号

市会事務局

京都市会公印規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市会議長 卷 野 渡

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保管者は、保管者である旨を文書管理システム（京都市会公文書取扱規程第2条第5号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）に登録しなければならない。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 保管者は、保管補助者を定めたときは、直ちに文書管理システムにその旨を登録しなければならない。

第5条を次のように改める。

（押印手続）

第5条 公印を使用する場合は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公印を使用する者（以下「公印使用者」という。）は、文書管理システムにおいて電子決裁（京都市会公文書取扱規程第2条第6号に規定する電子決裁をいう。）又は併用決裁（同条第7号に規定する併用決裁をいう。）を行った場合は、文書管理システムにより、公印を保管する所属に対して、公印の押印のための申請（以下「公印申請」という。）をしなければならない。

(2) 公印使用者は、押印を必要とする文書に係る添付文書が電磁的記録である場合にあっては押印を必要とする文書を、当該添付文書が紙の文書である場合にあっては押印を必要とする文書及び当該添付文書又は紙決裁（京都市会公文書取扱規程第2条第8号に規定する紙決裁をいう。）の決定書を保管者又は保管補助者に提

示しなければならない。

(3) 保管者又は保管補助者は、前号の規定により提示された押印を必要とする文書と当該決定書とを照合し、押印を適当と認めた場合は、公印申請が行われた文書にあっては文書管理システムに承認の意思を登録し、及び公印使用者に公印使用簿に必要な事項を記入させ、それ以外の文書にあっては公印使用者に公印使用簿及び当該決定書に必要な事項を記入させたうえ、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。

(4) 前号の規定により公印使用者に押印させるときは、保管者又は保管補助者は、その押印に立ち会わなければならない。

第7条に次の1項を加える。

2 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止するときは、告示し、文書管理システムに登録しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正後の京都市会公印規程第5条の規定は、この訓令の施行の日以後に起案する決定書について適用する。

(市会事務局総務課)